

山梨県公報

号外第十六号

平成三十一年

三月二十九日

金 曜 日

目次

規 則

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則	一
○山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則	二
○山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	二
○山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則	二
○山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	五
○狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	五
○山梨県興行場法施行細則の一部を改正する規則	五
○山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	五
○山梨県調理師法施行細則の一部を改正する規則	六
○山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	六
○山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則	七
○山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則	八
○山梨県土地収用手数料条例施行規則の一部を改正する規則	八
○山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	八

規 則

山梨県規則第一号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の

一部を改正する規則

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条に後段として次のように加える。

第三条に「被災職員等」という。からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があ

つた場合も、同様とする。

第四条中「前条の」を「前条の規定による」に、「きいて」を「聴いて」に、「すみ

やかに」を「速やかに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤に

より生じたもののいずれでもないとき、次に掲げる事項を記載した書面

により、被災職員等とその旨を通知しなければならない。

一 実施機関の長の職氏名

二 被災した職員の氏名

三 傷病名

四 災害発生日月

五 公務上の災害又は通勤による災害でないとき認定した理由

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(審査の申立ての教示)

第二十四条の三 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするとき

は、第二十二條に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示する

ものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二号

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改

正する。

第三号様式(その一)(裏面)及び(その五)(裏面)、第五号様式(裏面)、第八号様

式(裏面)、第四十五号様式(裏面)並びに第四十七号様式(裏面)中「(定額)」を「(定額)」

を「関西みらい銀行」に、「梅田琢磨」を「梅田中央社」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第三号

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県市町村振興資金条例施行規則（昭和三十八年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。
（償還期限を二十年以内とする建設事業）

第二条の二 条例第六条に規定する知事が別に定める建設事業は、中央新幹線の建設促進のための建設事業とする。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第四号

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十五年山梨県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中四の項を六の項とし、三の項を五の項とし、二の項を四の項とし、同表一の項中「二十三の五の項ト」を「二十三の六の項ト」に改め、同項を同表三の項とし、同項の前に次のように加える。

一 特例条例第二条の表
十三の四の項りの規定

山梨県調理師法施行細則（昭和三十四年山梨県規則第十二号）第二条第一項の調理師試験受験願書の受理

により定める事務

二 特例条例第二条の表十五の八の項チの規定により定める事務

山梨県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年山梨県規則第二十五号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
イ 規則第三条第一項の製菓衛生師試験受験願書の受理
ロ 規則第六条第二項の製菓衛生師試験合格証明書交付申請書の受理及び同条第一項の製菓衛生師試験合格証明書の引渡し

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第五号

山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則
山梨県立育精福祉センター管理規則（昭和四十七年山梨県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例施行規則

第二条を次のように改める。
（指定管理者の指定の申請）

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立育精福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款又はこれに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書

七 知事が指定する事業年度の貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
第四条を次のように改める。

(措置入所に係る定員、入所期間等)

第四条 センターにおける児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項の規定による入所に係る業務ごとの定員、期間及び資格は、次の表に定めるとおりとする。

業務の区分		障害児入所施設	障害者支援施設
一 入所定員	前条の表一の項の定員内		
二 入所期間	入所の日から十八歳（知事が特に必要と認めた場合は、二十歳）に達する日の前日まで	入所の日から入所の目的が達せられた日まで	
三 入所資格	十八歳未満の知的障害児	伝染性疾患を有しないおおむね十八歳以上の知的障害者	

第五条から第七条まで及び別表を削る。
附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立育精福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(施行期日)

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成三十一年山梨県条例第十二号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前にセンターの管理に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の第二条及び別記様式の規定の例による。

山梨県規則第六号

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年山梨県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第三号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「次条」を「次条第一号」に改め、同条第四号中「次条第二号において「訪問看護事業」という。」を「)又は健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項の指定に係る同項に規定する訪問看護事業」に、「条例第六条第一項第一号イ及びロ並びに第一号及び前号に掲げる施設において、三年以上の実務経験を有している場合に限る」を「次条第三号において「指定訪問看護事業所」という」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院(次条第二号において「介護医療院」という。)

第八条の四第二号を次のように改める。

二 介護医療院

第八条の四に次の一号を加える。

三 指定訪問看護事業所

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第七号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百円」を「百十円」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県規則第八号

山梨県興行場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県興行場法施行細則の一部を改正する規則

山梨県興行場法施行細則(昭和五十九年山梨県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号ヌ中「入口」の下に「に設置」を加え、同条第五号ハ(1)に次のただし書を加える。

ただし、空気調和設備であつて、次条第二号イに掲げる基準を満たす機能を有すると知事が認めるものについては、この限りでない。

第五条第二号イ(1)及びロ(1)中「十立方メートル」を「一立方メートル」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十五年山梨県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「保健福祉事務所」を「保健所」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県調理師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県調理師法施行細則（昭和三十四年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（調理師試験）」に改め、同条第一項中「第三条第一項第二号に規定する試験」を「第三条第二号の調理師試験（第三項及び次条において「調理師試験」という。）」に改め、同条第二項中「前項の試験」を「知事又は指定試験機関は、調理師試験」に、「には」を「にに対し」に、「第四号様式」を「知事が交付する場合にあつては、第四号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三条の第二第二項の規定により同項の指定試験機関（以下この条及び次条において「指定試験機関」という。）に試験事務の全部を行わせる場合における前項の規定の適用については、同項中「調理師試験受験願書（第三号様式）」に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければ」とあるのは、「指定試験機関の定めるところにより、当該指定試験機関に申し込まなければ」とする。

第三条の見出し中「試験」を「調理師試験」に改め、同条中「前条第一項の試験」を「調理師試験」に改め、「知事」の下に「又は指定試験機関」を加える。

第三号様式及び第四号様式中「第3条第1項第2号の指定による」を「第3条第2号の」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一百八条中第一百二十二号を第三百三十号とし、第八十二号から第一百一十号までを十八号ずつ繰り下げ、第八十一号を第九十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十九 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第一百八条中第八十号を第九十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十六 認定保護増殖事業等及び認定保護管理事業等の実施のために動物を放つこと。

九十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の第二第一項の規定による環境大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第一百八条中第七十九号を第九十四号とし、第七十八号を第九十三号とし、第七十七号を第九十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第一百八条中第七十六号を第九十号とし、第七十五号を第八十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の第二第一項の規定により山梨県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により山梨県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第一百八条中第七十四号を第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七 認定保護増殖事業等及び認定保護管理事業等の実施のために、動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第一百八条中第七十三号を第八十五号とし、第六十八号から第七十二号までを十二号ずつ繰り下げ、第六十七号を第七十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十九 認定保護増殖事業等及び認定保護管理事業等の実施のために条例第二十条第四項第十一号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第一百八条中第六十六号を第七十七号とし、第五十八号から第六十五号までを十一号ずつ繰り下げ、第五十七号を第六十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十七 認定保護増殖事業等及び認定保護管理事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
六十八 特定外来生物の防除の目的で標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第十八条中第五十六号を第六十五号とし、第五十二号から第五十五号までを九号ずつ繰り下げ、同条第五十一号中「し尿」を「屎尿」に改め、同号を同条第六十号とし、同条第五十号中「し尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に改め、同号を同条第五十九号とし、同条第三十七号から第四十九号までを九号ずつ繰り下げ、同条第三十六号中「(平成十九年山梨県条例第三十四号)」を削り、同号を同条第四十五号とし、同条第三十五号を同条第四十四号とし、同条第三十四号を同条第四十三号とし、同条第三十三号中「第七十六号」を「第九十号」に改め、同号を同条第四十二号とし、同条第二十三号から第三十二号までを九号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「(平成十六年法律第七十八号)」を削り、同号を同条第三十一号とし、同条第二十一号中「いばら」を「茨」に改め、同号を同条第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十 認定保護増殖事業等及び認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第十八条中第二十号を第二十八号とし、第十六号から第十九号までを八号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の七号を加える。

十七 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築する(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えない場合に限る。)こと。

十八 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る)。

十九 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

二十 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

二十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十四号)第三十二条第一項に規定する認定保護管理事業等(以下この条において「認定保護管理事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

二十二 野生鳥獣による人、家畜若しくは農作物に対する被害を防ぐためにカメラを

設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

二十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

第十八条第十四号の次に次の一号を加える。
十五 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標を設置すること。

第二十一条第一号中「第十八条第一号から第十五号まで、第四十一号から第四十四号まで、第五十四号から第五十七号まで、第八十四号又は第八十五号」を「第十八条第一号から第二十三号まで、第五十号から第五十三号まで、第六十三号から第六十八号まで、第百二号又は第百三号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十二号

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県立職業能力開発校管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「三七〇円」を「三八〇円」に改める。
(山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部改正)

第二条 山梨県立産業技術短期大学校管理規則(平成十年山梨県規則第六十号)の一部を次のように改正する。
別表第一中「五、一〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、九

〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

別表第二中「三七〇円」を「三八〇円」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県規則第十三号

山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

山梨県土地改良法施行細則（昭和四十八年山梨県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に改める。

第四号様式中「第18条第16項の規定により届け出」を「第18条第17項の規定により届け出」に改める。

第十四号様式中「収支決算書及び財産目録」を「貸借対照表、収支決算書及び財産目録（土地改良法施行規則第25条の2に規定する土地改良区にあつては、事業報告書、収支決算書及び財産目録）」に改める。

第十四号様式の二中「かかる」を「係る」に、「収支決算書及び財産目録」を「貸借対照表、収支決算書及び財産目録（土地改良法施行規則第25条の2に規定する土地改良区にあつては、事業報告書、収支決算書及び財産目録）」に改める。

第十六号様式中「土地改良事業計画書」を「事業の実施に関する計画書」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する土地改良区については、この規則による改正後の第十四号様式及び第十四号様式の二の規定は、この規則の施行の日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度における合併に係る認可の申請について適用する。

山梨県規則第十四号

山梨県土地収用手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県土地収用手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県土地収用手数料条例施行規則（平成十二年山梨県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県土地収用手数料条例施行規則

第一条及び第二条中「山梨県土地収用手数料条例」を「山梨県土地収用手数料条例」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

第十五条第二項中「千分の九百五十六・八」を「千分の九百五十六」に改める。

別表第三百二十二号中「産業技術センター試験、分析、鑑定等手数料」を「産業技術センター試験等手数料」に改め、同表第三百二十三号から第三百二十五号までを次のように改める。

三百二十三から三百二十五まで 削除

別表第三百二十六号中「産業技術センター成績書、証明書等の交付手数料」を「産業技術センター成績書、証明書等交付手数料」に改め、同表第四百十六号の次に次の二号を加える。

四百十六の二 用途地域等における増築等許可申請手数料

四百十六の三 住居の環境悪化防止措置が講じられている建築物の用途地域等における建築許可申請手数料

別表中第四百四十号の四を第四百四十号の七とし、第四百四十号の三の次に次の三号を加える。

第四百四十の四 既存の一の建築物に係る用途変更に伴う二以上の工事の全体計画の特例認定申請手数料

第四百四十の五 興行場等としての使用許可申請手数料

第四百四十の六 特別興行場等としての使用許可申請手数料

別表第四百八十五号から第四百九十号までの規定中「山梨県土地収用手数料条例」を「山梨県土地収用手数料条例」に改め、同号の次に次の三号を加える。

四百九十の二 山梨県土地収用手数料条例による地域福利増進事業に係る土地使用権等の取得の裁定申請手数料

四百九十の三 山梨県土地収用手数料条例による地域福利増進事業に係る土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請手数料

四百九十の四 山梨県土地収用手数料条例による特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料

第十一号様式中 $\frac{108}{100}$ を $\frac{110}{100}$ に改める。

第十四号様式(二)中「1,000分の956.8」を「1,000分の956」に、「956.8 / 1,000」を「956 / 1,000」に改める。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第四百八十五号から第四百九十号までの改正規定及び同表第四百九十号の次に三号を加える改正規定 平成三十一年六月一日
- 二 別表第四百十六号の次に二号を加える改正規定、同表第四百四十号の四を第四百四十号の七とし、同表第四百四十号の三の次に三号を加える改正規定 建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日
- 三 第十一条、第十五条第二項、別表第三百二十二号、同表第三百二十三号から同表第三百二十五号まで、同表第三百二十六号、第十一号様式及び第十四号様式の二の改正規定 平成三十一年十月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番